

資 料 目 次

1	倉吉市下水道事業の現状と使用料算定の概要について	1
2	下水道使用料について	5
	(1) 現行使用料体系と使用者の分布	
	(2) 使用料改定状況	
	(3) 県内他市・周辺町の下水道使用料との比較	
3	事業の決算状況について	11
	平成 29 年度決算 歳入歳出	
4	経費回収率と不足額見込みについて	19
5	主な語句の説明	22
6	前回答申	25
7	事業区域図	31
	別冊 パンフレット「倉吉市の公共下水道」	

I. 下水道事業の現状と使用料算定の概要について

1 下水道の現状について

公共下水道事業

公共下水道は、都市環境保全のため河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質保全を目的とした汚水の排除、及び便所の水洗化による衛生的な生活環境の改善、並びに都市部において雨水の速やかな排除による浸水防止という役割を果たします。

本市における公共下水道事業は、鳥取県が施行する天神川流域下水道事業の関連公共下水道事業として昭和51年度から着手し、昭和59年1月に供用を開始しました。倉吉市は、単独で終末処理場を有さず、周辺3町と、「(公財)鳥取県天神川流域下水道公社」が運営する流域下水道に接続し、汚水処理に係る負担金を支払っています。なお、平成16年度には旧関金町との合併により特定環境保全公共下水道事業も加わり、計画予定処理区域が拡大しましたが、旧関金町においては整備完了となっています。

集落排水事業

倉吉市の集落排水施設は、農業集落排水施設と林業集落排水施設とあり、それぞれ農村部又は山村地域における生活雑排水を一括処理し、当該区域の河川・湖沼等公共用水域の水質保全や便所の水洗化による衛生的な生活環境の改善を図り、定住化の促進という役割を果たします。

本市における集落排水施設事業は、平成3年度から着手し、小田処理区を初め10処理区の事業を完了しています。また、平成16年度には旧関金町との合併により農業集落排水処理区が3地区と、林業集落排水施設が1地区加わりました。

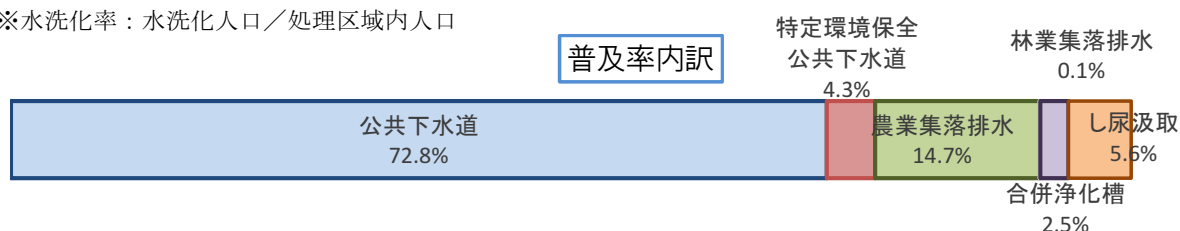
事業の概要 (平成29年度末状況)

事業名	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	林業集落排水	合併浄化槽
地方公営企業法適用状況	非適用	非適用	非適用	非適用	-
行政人口	47,496人				
処理区域内人口	34,560人	2,043人	7,002人	26人	1,214人
水洗化人口	29,564人	1,526人	5,700人	26人	1,214人
年間処理水量	4,442,409m ³	332,127m ³	534,638m ³	2,011m ³	-
平均処理水量	11,939m ³ /日	1,017m ³ /日	1,771m ³ /日	8m ³ /日	-
建設開始年度	昭和51年度	昭和56年度	平成3年度	平成9年度	-
普及率	72.8%	4.3%	14.7%	0.1%	2.5%
水洗化率	85.5%	74.7%	81.4%	100.0%	100.0%
供用開始後経過年数	33年	29年	23年	19年	-
排除方式(注)	分流式	分流式	分流式	分流式	-
処理方式	流域下水道	流域下水道	単独処理	単独処理	-
生活排水全体普及率	94.4%				

(注)分流式は、汚水と雨水を別々の管渠で排除、対して同じ管渠で排除することを合流式という。

※普及率：処理区域内人口／行政人口

※水洗化率：水洗化人口／処理区域内人口



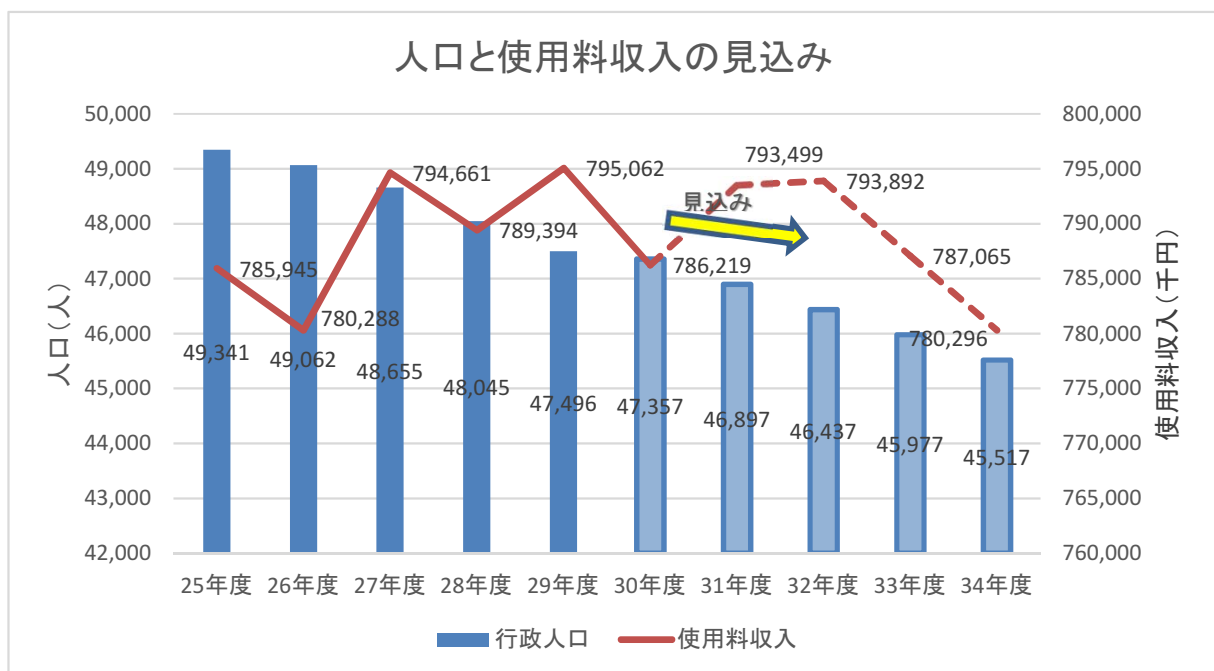
2 各事業の経営状況について

倉吉市では、公共下水道事業及び集落排水事業の特別会計の経営は、支出が収入を上回る赤字状態が長年続いています。この結果、赤字部分は一般会計から繰入金として補てんしていますが、この中には下水道を使用できない市民の税金も含まれています。

歳出の多くを占める企業債の元利償還金は、以前に整備した建設工事費の大半を借金で賄っているためです。地方交付税については、これまで以上に減額が見込まれるため、倉吉市の財政状況は非常に厳しいものとなることが予想されます。

市の人口は、今後も減少が続くと予想され、アクションプランの推計では、平成34年推計人口は45,517人（平成25年49,341人）となり、節水意識の高まりも合わせて今後使用料収入の増加は見込めない状況です。また、物価上昇により、諸経費の値上がりも避けられません。

次世代に負担を先送りしないためにも適正な使用料を徴し、安定した経営を行っていくことが必要です。



3 経営改善策

(1) 維持管理費の適正化

下水道施設の状況を客観的に把握し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメントを導入することで、良好な施設状態を維持しながら、ライフサイクルコストの低減が図れ、適正な維持修繕や改築を行うことが可能となります。

(2) 上下水道の統合

現在も水道局に使用料の徴収委託を行っていますが、平成32年度から上下水道局として組織が統合されることで、事業の効率化を図ります。

(3) 業務外部委託の検討

使用料の徴収業務など、上下水道統合後の包括民間委託について検討しています。

4 料金改定の基本方針

今回の料金改定は、特別会計への一般会計繰出金を縮減することが目的です。

各事業の内、最も多く一般会計からの繰出を受けているのは「下水道事業特別会計」であることから、公共下水道事業の運営について考察を行い、その他の事業はその結果に統一するものとします。

一般的には、運営費用の内「維持管理費」及び「資本費」を対象として、使用料収入でこの経費を100%回収することが基本となります。

ただし、下水道の基本的性格から、雨水に係るものと、汚水のうち、公費で負担すべきとして一般会計からの繰出基準が定められているものについては、算定費用から除きます。

<経費>	私費負担分		公費負担部分
<財源>	使用料収入	使用料を充てるべき部分	繰出基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

(1) 原則として公費（一般会計繰入金）で負担とすべきもの

「地方公営企業繰出金について」（昭和49年2月22日自治企一第27号自治省財政局長通知）により、一般会計が負担すべき経費として、繰入金の対象となるもの（使用料算定経費から除くもの）。

- ・ 雨水処理に要する経費
- ・ 公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・ 水洗便所に係る改善命令等に関する事務に要する経費
- ・ 不明水の処理に関する経費
- ・ 高資本費対策に要する経費
- ・ 資本費（地方債の元利償還金）の約7割 など

(2) 原則として私費（使用料）で負担とすべきもの

- ・ 下水道管渠などの下水道施設の維持管理に要する経費
- ・ 使用料の賦課徴収経費など、下水道事業の管理運営に要する経費
- ・ 流域下水道公社に支払う汚水処理負担金
- ・ 資本費（地方債の元利償還金）の約3割 など

5 使用料算定期間

平成31年度から平成34年度までの4年間を使用料算定期間とします。

なお、平成32年度から地方公営企業法を適用する予定です。企業会計方式での経理を行うことで、資産や負債などの状況が確認されるため、この決算状況を見ながら、次回の使用料の見直しを行う予定です。

（現在は現金主義による単式簿記での官庁会計方式による経理）

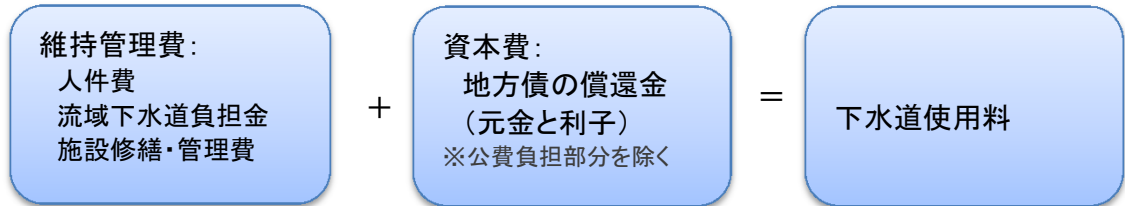
6 下水道使用料算定の流れ

(1) 財政計画

- ・下水道事業を継続するにあたり、今後必要な経費と収入の見通し

(2) 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

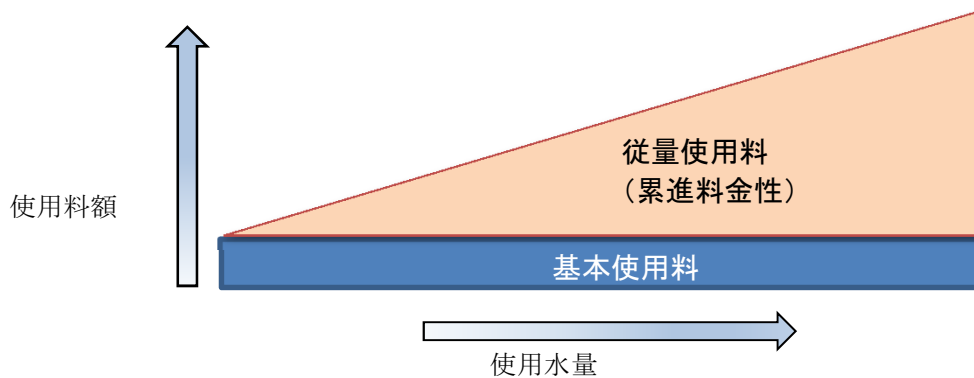
- ・算定期間：平成31年度から平成34年度までの4カ年
- ・算定期間内で使用料収入がいくら必要かを決定



(3) 使用料体系の決定

必要な使用料をどのように割り振り、負担するか体系を決定

- ・基本使用料：使用量の有無に係りなく賦課される料金
- ・従量使用料：使用量の多寡に応じ単価当たりの価格に算定、賦課される料金
※倉吉市では、排出量の増加に応じて単価が高くなる
累進（通増）料金制を採用



Ⅱ. 下水道使用料について

1. 現行使用料（1か月につき）

	水量区分	使用料(税抜)	使用料(8%税込)
基本使用料	0 ~ 10 m ³	1,100 円	1,188.00 円
従量使用料	11 ~ 20 m ³	183 円/m ³	197.64 円/m ³
	21 ~ 50 m ³	194 円/m ³	209.52 円/m ³
	51 ~ 100 m ³	207 円/m ³	223.56 円/m ³
	101 ~ 250 m ³	229 円/m ³	247.32 円/m ³
	251 ~ 1000 m ³	240 円/m ³	259.20 円/m ³
	1001m ³ 以上	251 円/m ³	271.08 円/m ³
その他	浴場汚水(公衆浴場等): 排除汚水量1m ³ につき 55円		59.40 円/m ³
	温泉排水: 排除汚水量1m ³ につき 116円		125.28 円/m ³

平成29年度使用料収入:795,062千円

1人1日当たりの汚水量:255L(倉吉市流域関連公共下水道事業計画より)→1か月約7.9m³(31日で換算)

2. 使用料の算定方法

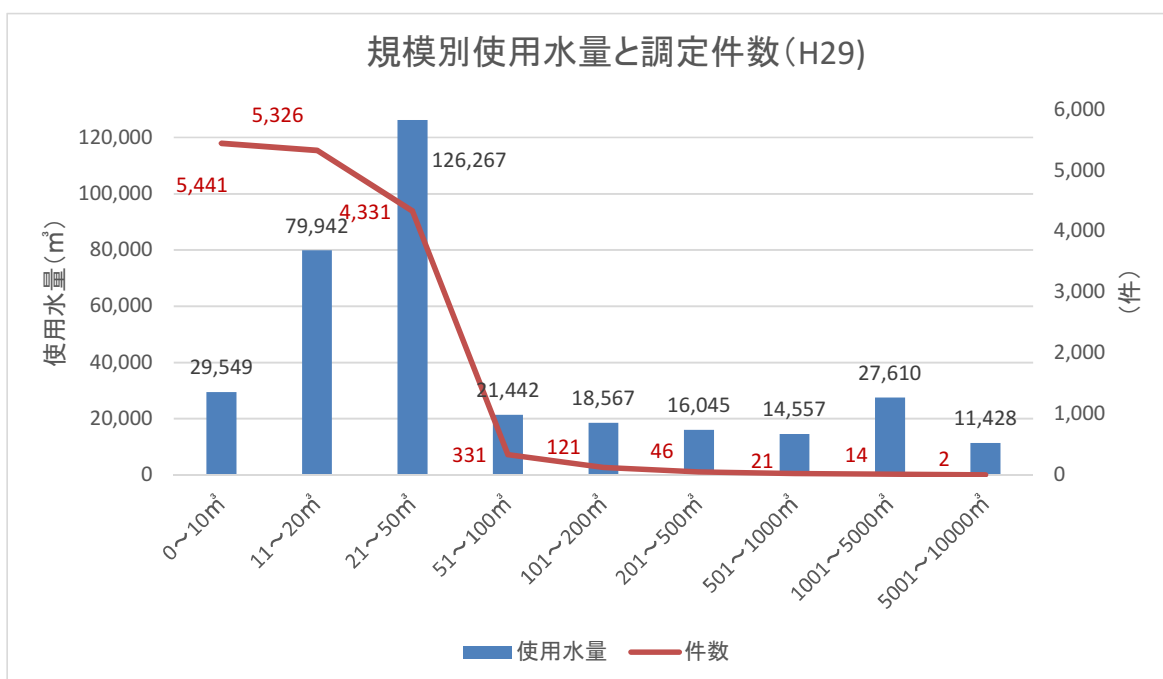
下水道等使用料は、「原則として水道から出た水が汚れて下水道に流れる」という考え方から、水道使用量を元に算出されます。ただし、井水等を利用されている場合や、一部地域などメーターを設置されていない世帯では、世帯の人数を基にした認定水量で使用料を算出しています。

水道使用量は、2ヶ月に一度、水道メーターを検針し、2ヶ月分の使用水量の2分の1を各月において均等に使用されたものとして算定します。(割り切れない場合、端数は最初の月分の使用水量とします。)

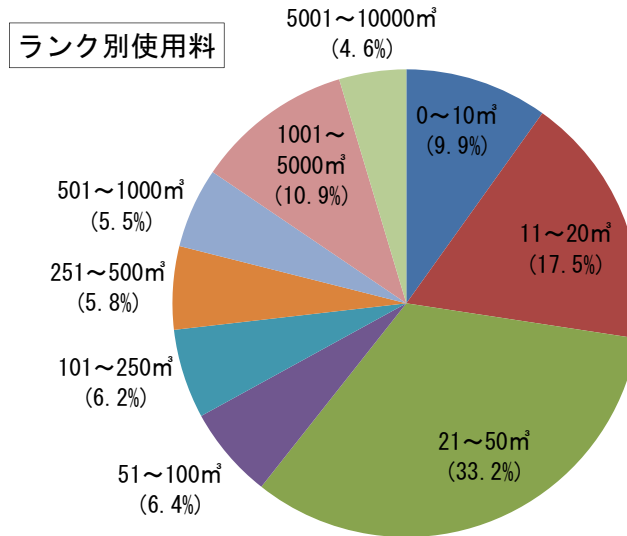
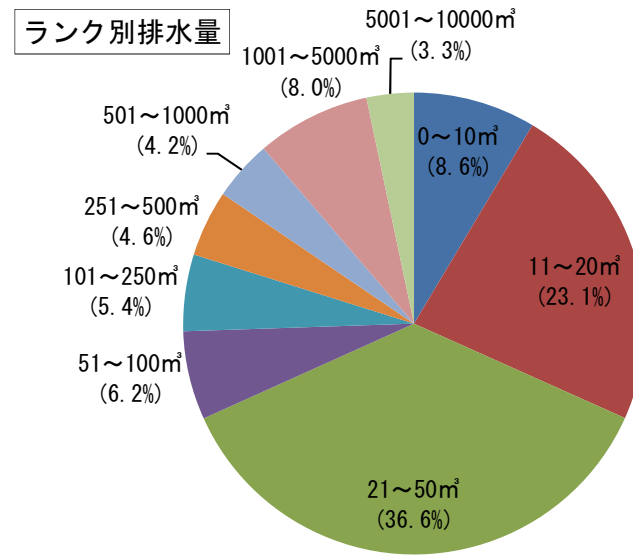
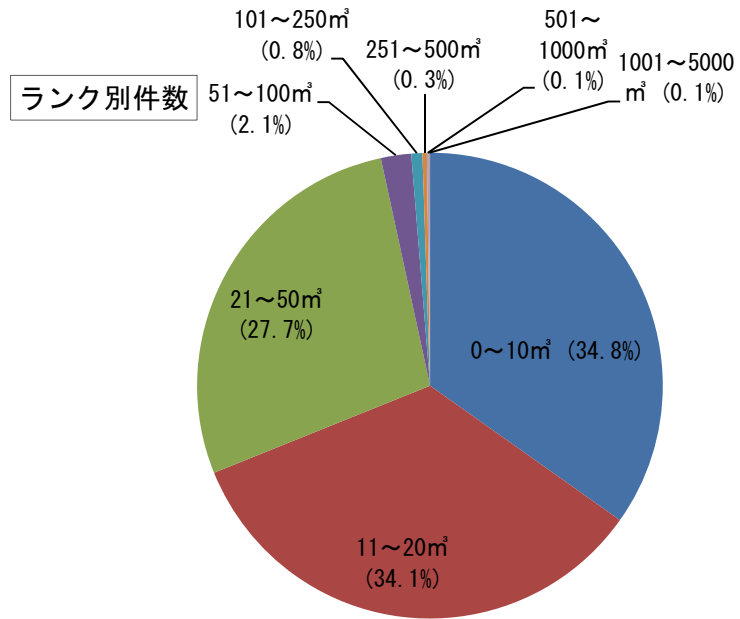
下水道等使用料の単価は使用水量の階層別に決められていますので、実際の使用水量を上の方の階層別に分けて計算したものを合計し、消費税及び地方消費税(円未満切り捨て)を加算し、下水道使用料を算出します。

3. 使用者の分布

平成29年度1か月あたり調定件数15,633件のうち、基本使用料内(10m³以下)が5,441件(約35%)
1か月あたり排水量345,406m³のうち、基本使用料内(10m³以下)が29,549m³(約9%)

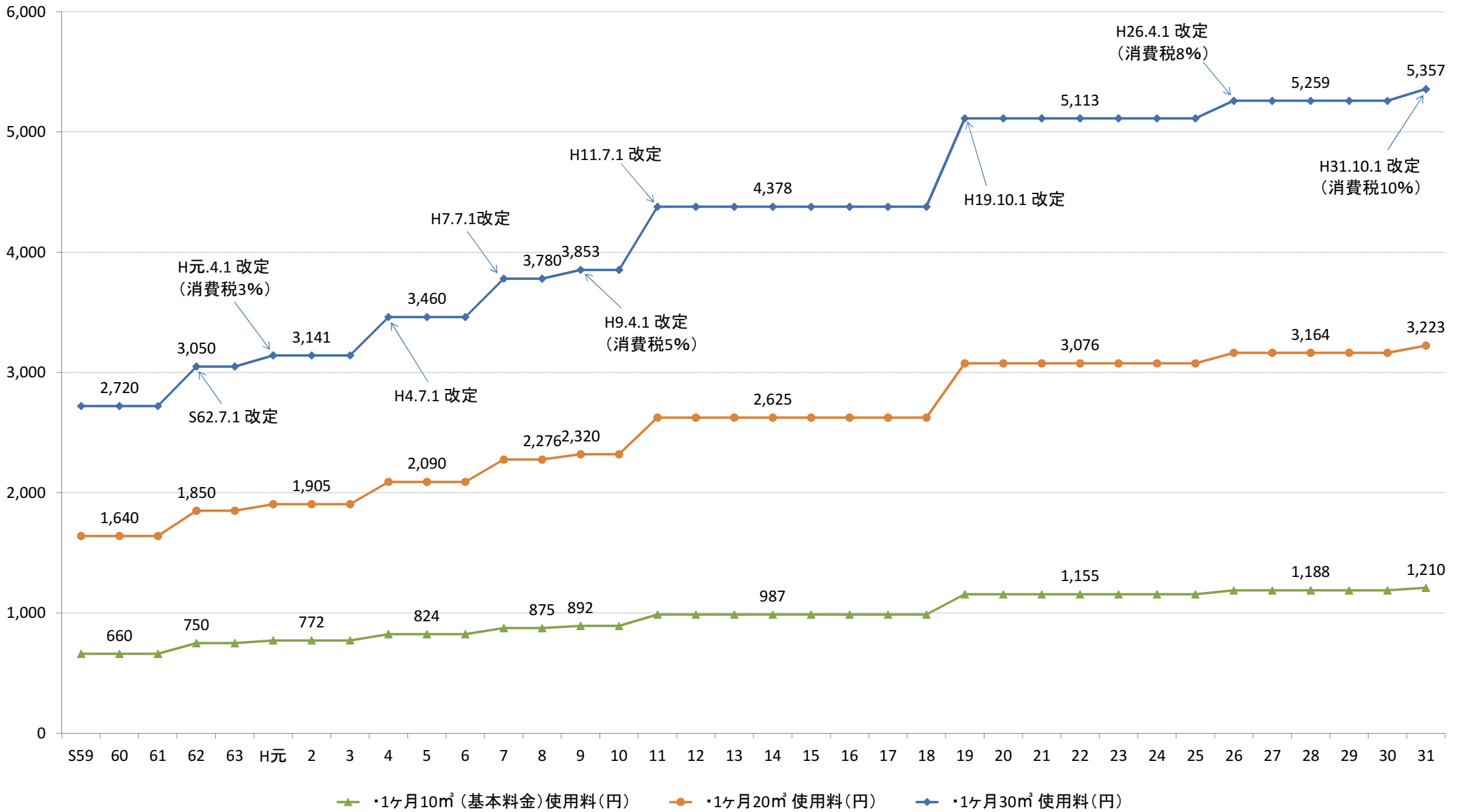


下水道使用者の水量ランク別構成表 (平成29年度)



図のように、1ヵ月あたり50m³までの汚水を排出する使用者は、件数では96.6%であり、68.3%の汚水排出量に対し、60.6%の料金を負担している。一方、1ヵ月あたり501m³以上の汚水を排出する使用者は、件数では0.2%であるが、15.5%の汚水排出量に対し、21.0%の料金を負担している。

下水道使用料の推移



下水道使用料改定状況

※ 税別単価

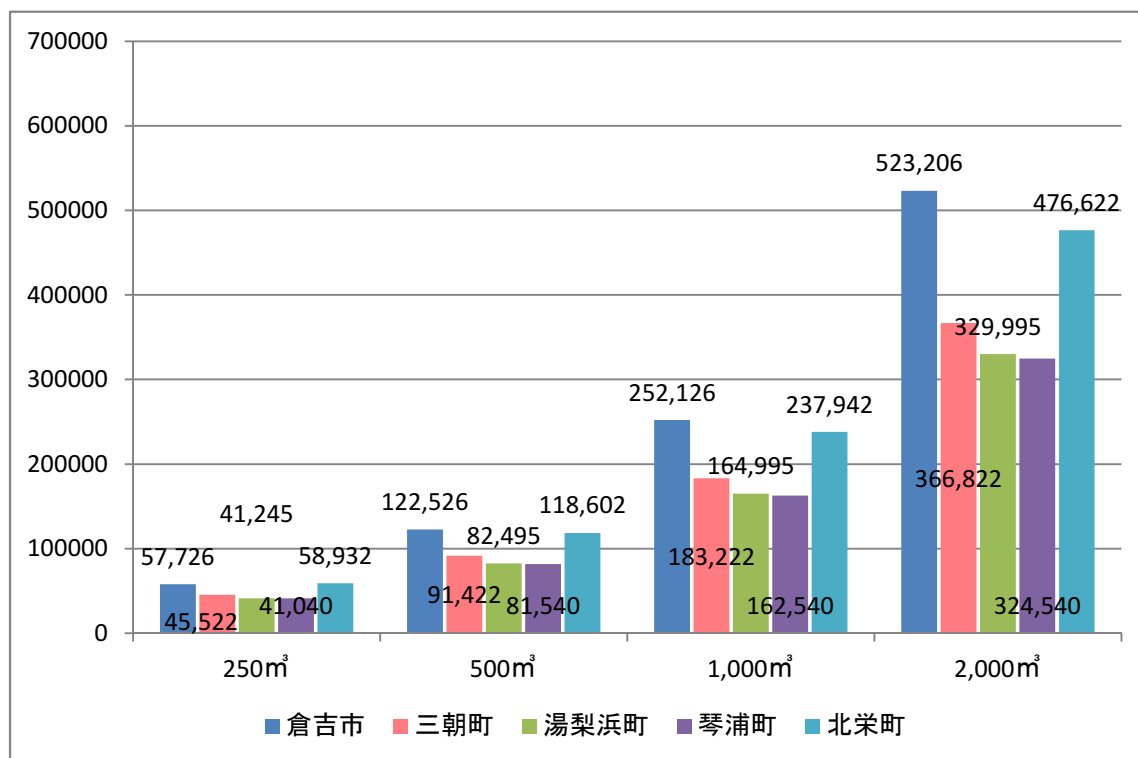
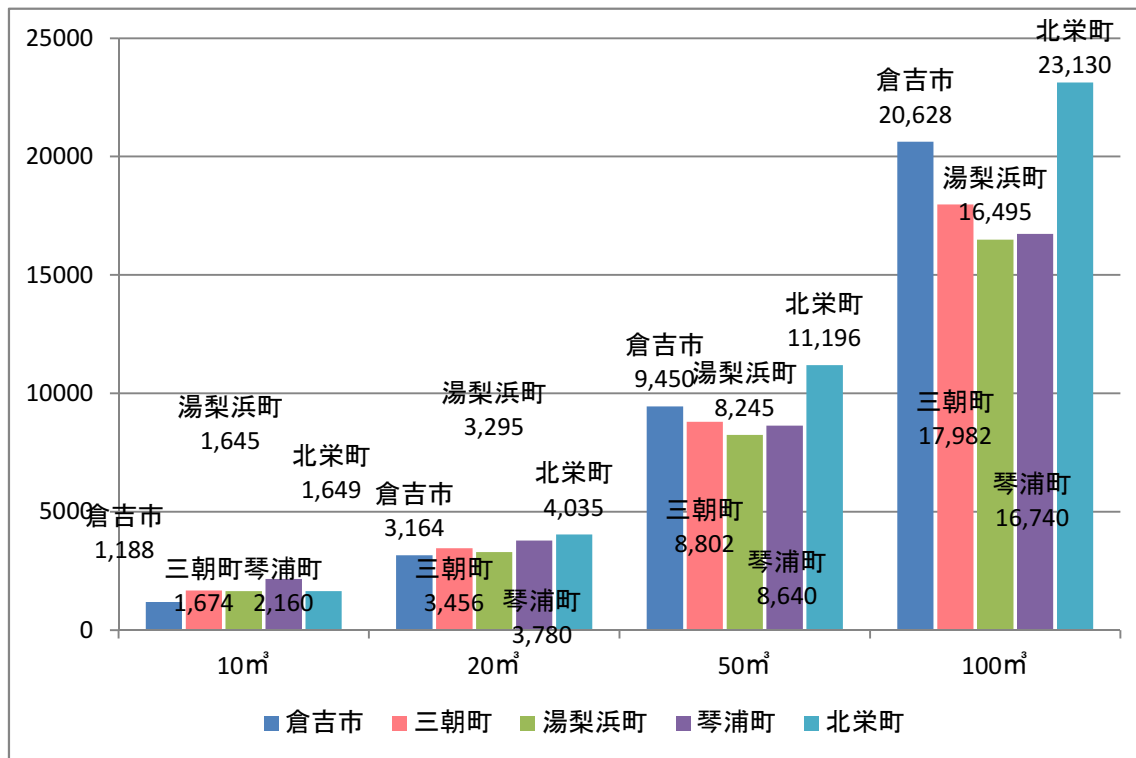
年 度	昭和59年		昭和62年 7月		平成元年 4月		平成4年 7月		平成7年 7月		平成9年 4月		平成11年 7月		平成19年 10月		平成26年 4月	
	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	改定率	料金	
	(円)		(円)		(円)		(円)		(円)		(円)		(円)		(円)		(円)	
基本料金(～10m ³)	660	13.6%	750	消費税	750	6.7%	800	6.3%	850	消費税	850	10.6%	940	17.0%	1,100	消費税	1,100	
11～ 20m ³	(円/m ³) 98	12.2%	(円/m ³) 110	3%	(円/m ³) 110	11.8%	(円/m ³) 123	10.6%	(円/m ³) 136	3%⇒5%	(円/m ³) 136	14.7%	(円/m ³) 156	17.3%	(円/m ³) 183	5%⇒8%	(円/m ³) 183	
21～ 50m ³	108	11.1%	120		120	10.8%	133	9.8%	146		146	14.4%	167	16.2%	194		194	
51～ 100m ³	118	10.2%	130		130	10.0%	143	10.5%	158		158	14.6%	181	14.4%	207		207	
101～ 250m ³	128	13.3%	145		145	9.0%	158	10.1%	174		174	17.2%	204	12.3%	229		229	
251～1,000m ³	138	12.3%	155		155	8.4%	168	9.5%	184		184	17.4%	216	11.1%	240		240	
1,001m ³ ～	148	11.5%	165		165	7.9%	178	9.0%	194		194	17.5%	228	10.1%	251		251	
浴場汚水	36	13.9%	41		41	9.8%	45	6.7%	48		48	14.6%	55	0.0%	55		55	
温泉排水											(116)		116	116				

改定の経過等	資本費を対象とすると著しく利用者負担が大きくなるため、維持管理費のみを対象経費とした。	使用料対象経費を維持管理費の全額及び資本費の10%とし、財政計画期間を平成元年度までの3か年とした。(H元年度末資本費回収率:12.3%)	消費税導入(3%)	使用料対象経費を維持管理費の全額及び資本費の10%とし、財政計画期間を平成6年度までの3か年とした。(地方債償還金が増加のため、資本費回収率:6.7%)	使用料対象経費を維持管理費の全額及び資本費の10%とし、財政計画期間を平成9年度までの3か年とした。(大口排水量の減、国の景気対策による資本費増のため、資本費回収率:5.9%)	消費税率の改定(3→5%)	使用料対象経費を平成19年度までの維持管理費の全額及び資本費の30%とした。(資本費平準化債発行のため、資本費回収率:H11年度末8.3%→H17年度末27.8%)	地方財政措置のあり方が平成18年度に見直しされたことに伴う「分流式下水道等に要する経費」が新たに繰出基準となったため、これを考慮し、100%の資本費回収を目指して20年間の長期財政計画を立て、4年ごとに見直しを行うこととした。	消費税率の改定(5→8%)
--------	---	---	-----------	--	--	---------------	--	---	---------------

使用料4町比較状況

(円)

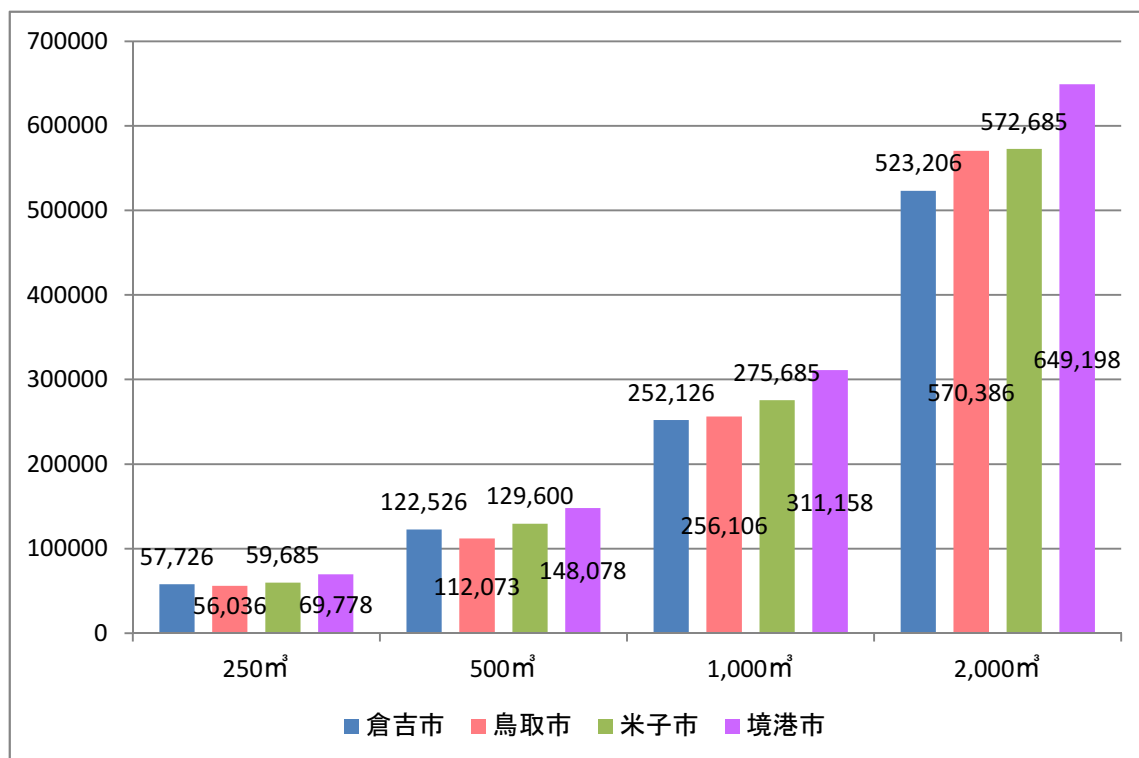
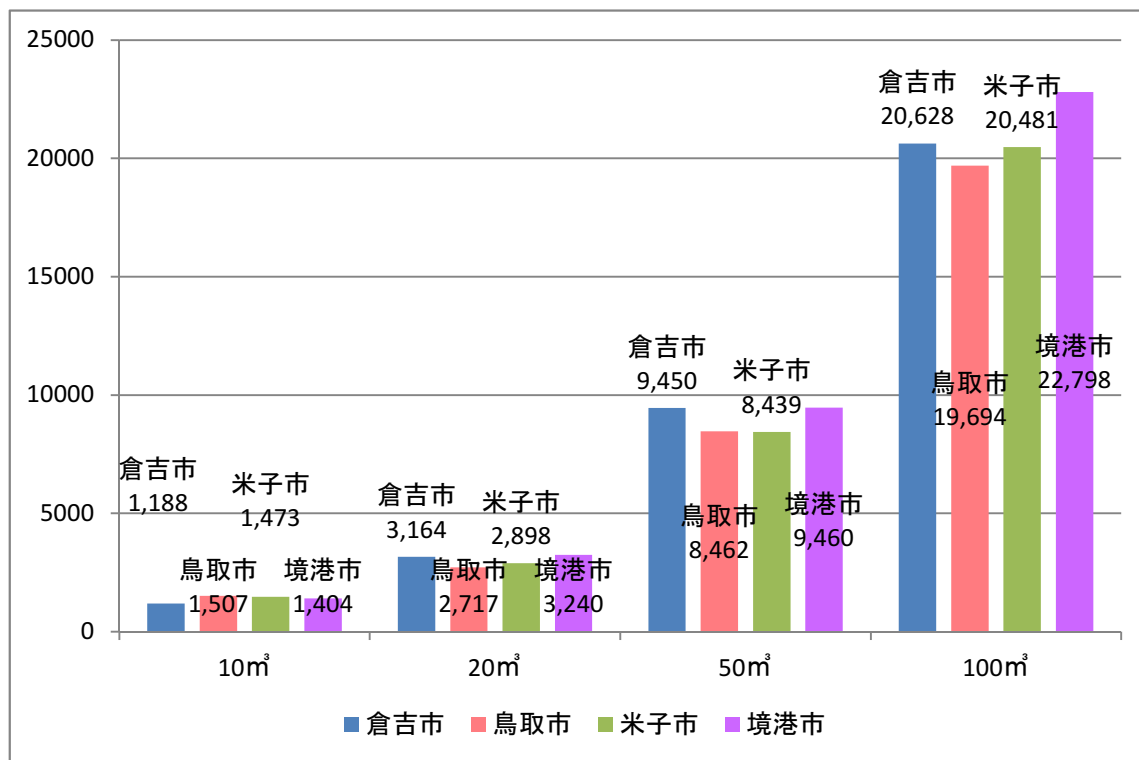
汚水量	10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	250m ³	500m ³	1,000m ³	2,000m ³
倉吉市	1,188	3,164	9,450	20,628	57,726	122,526	252,126	523,206
三朝町	1,674	3,456	8,802	17,982	45,522	91,422	183,222	366,822
湯梨浜町	1,645	3,295	8,245	16,495	41,245	82,495	164,995	329,995
琴浦町	2,160	3,780	8,640	16,740	41,040	81,540	162,540	324,540
北栄町	1,649	4,035	11,196	23,130	58,932	118,602	237,942	476,622



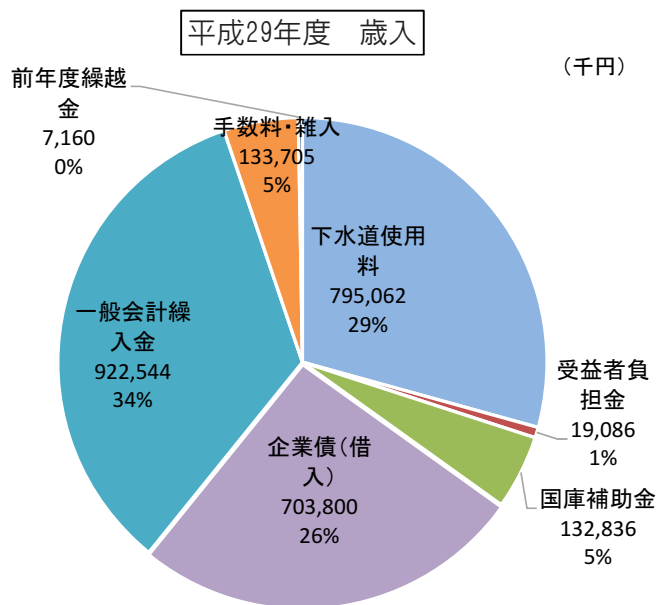
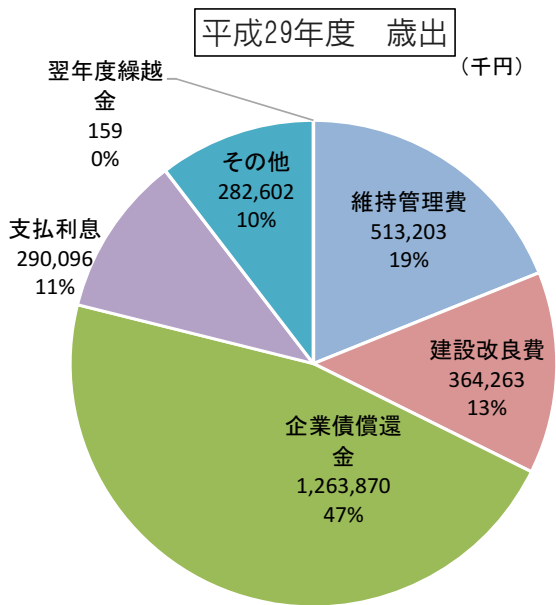
使用料3市比較状況

(円)

汚水量	10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	250m ³	500m ³	1,000m ³	2,000m ³
倉吉市	1,188	3,164	9,450	20,628	57,726	122,526	252,126	523,206
鳥取市	1,507	2,717	8,462	19,694	56,036	112,073	256,106	570,386
米子市	1,473	2,898	8,439	20,481	59,685	129,600	275,685	572,685
境港市	1,404	3,240	9,460	22,798	69,778	148,078	311,158	649,198



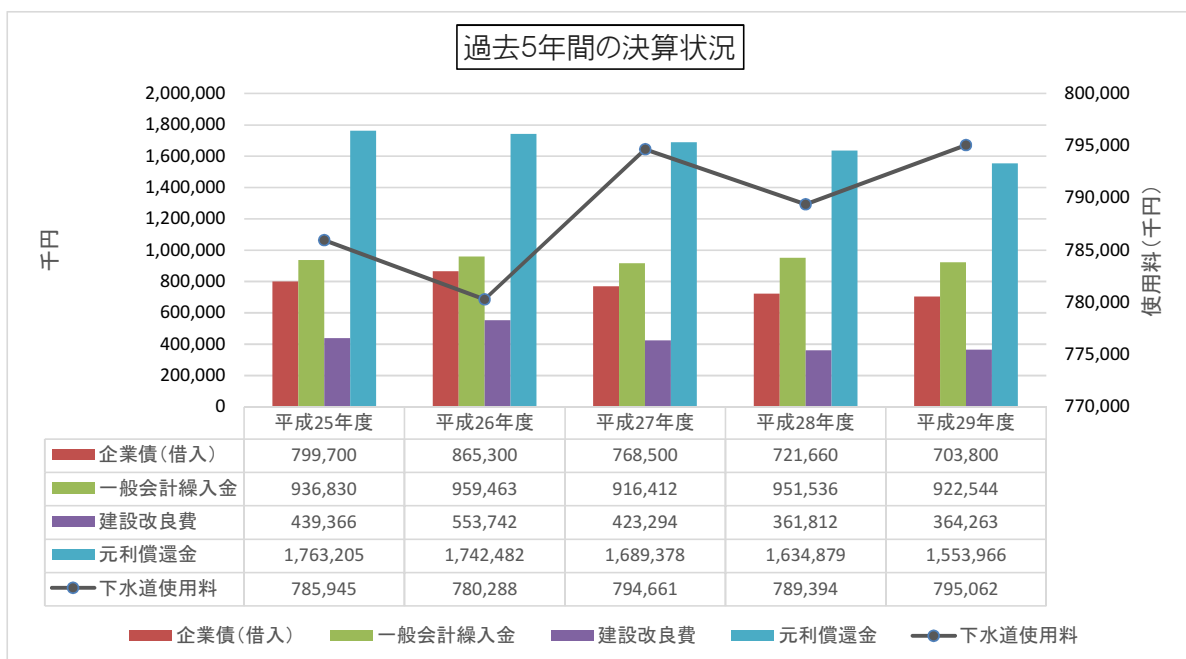
Ⅲ 事業の決算状況について 公共下水道事業



歳入 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下水道使用料	785,945	780,288	794,661	789,394	795,062
受益者負担金	34,768	29,129	23,923	21,130	19,086
国庫補助金	163,115	194,000	141,544	120,601	132,836
企業債(借入)	799,700	865,300	768,500	721,660	703,800
一般会計繰入金	936,830	959,463	916,412	951,536	922,544
手数料・雑入	43,779	38,136	34,560	28,042	133,705
前年度繰越金	6,856	6,178	135	230	7,160

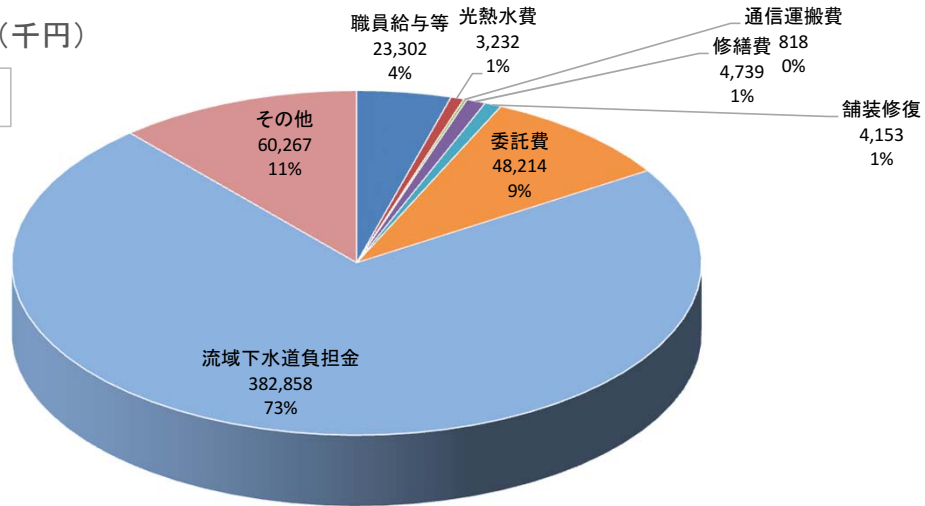
歳出 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
維持管理費	522,142	538,028	527,070	552,575	513,203
建設改良費	439,366	553,742	423,294	361,812	364,263
企業債償還金	1,361,985	1,367,083	1,340,065	1,315,423	1,263,870
支払利息	401,220	375,399	349,313	319,456	290,096
その他	40,102	38,107	39,763	76,167	282,602
翌年度繰越金	6,178	135	230	7,160	159

地震による災害復旧費含む



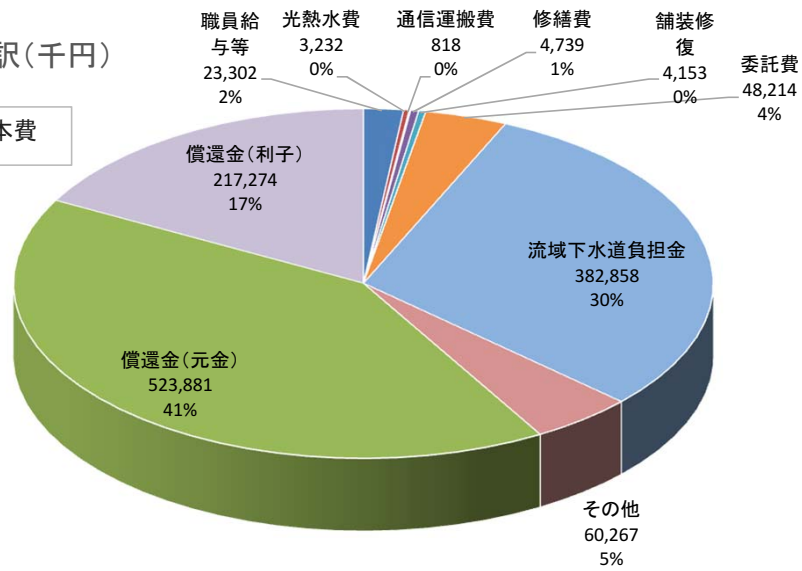
汚水処理費内訳(千円)

維持管理費のみ



汚水処理費内訳(千円)

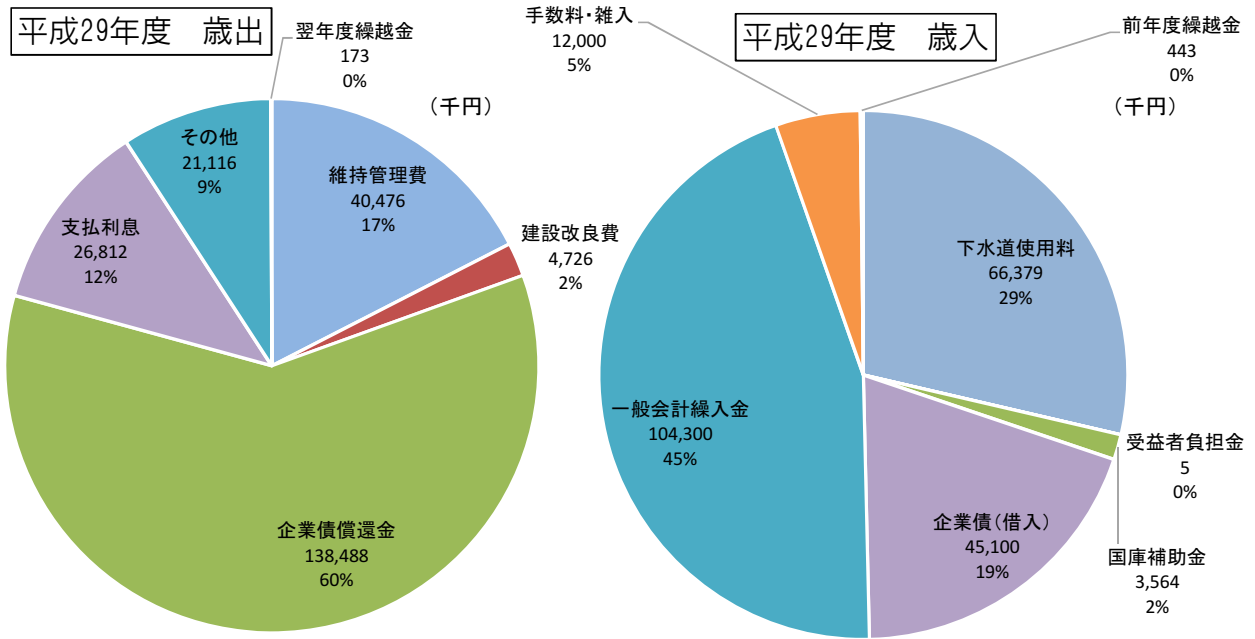
維持管理費+資本費



維持管理費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
職員給与等	23,302	4.4%
光熱水費	3,232	0.6%
通信運搬費	818	0.2%
修繕費	4,739	0.9%
舗装修復	4,153	0.8%
委託費	48,214	9.1%
流域下水道負担金	382,858	72.6%
その他	60,267	11.4%
合計	527,583	100.0%

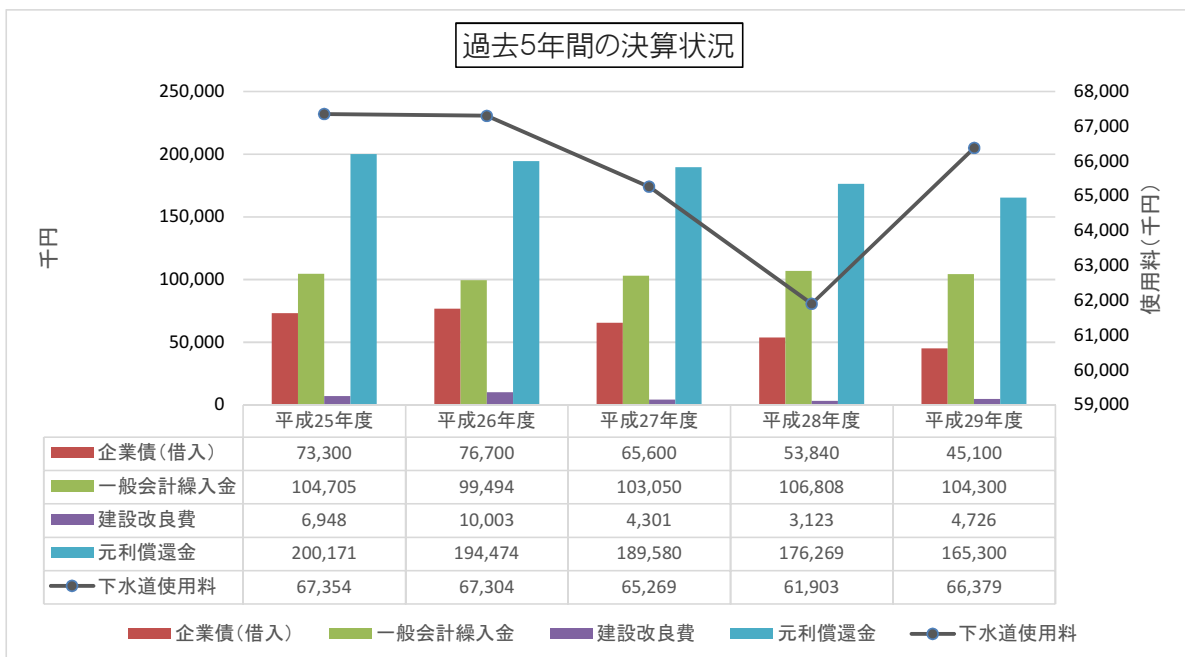
維持管理費+資本費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
償還金(元金)	523,881	41.3%
償還金(利子)	217,274	17.1%
維持管理費	527,583	41.6%
合計	1,268,738	100.0%

特定環境保全公共下水道 決算状況



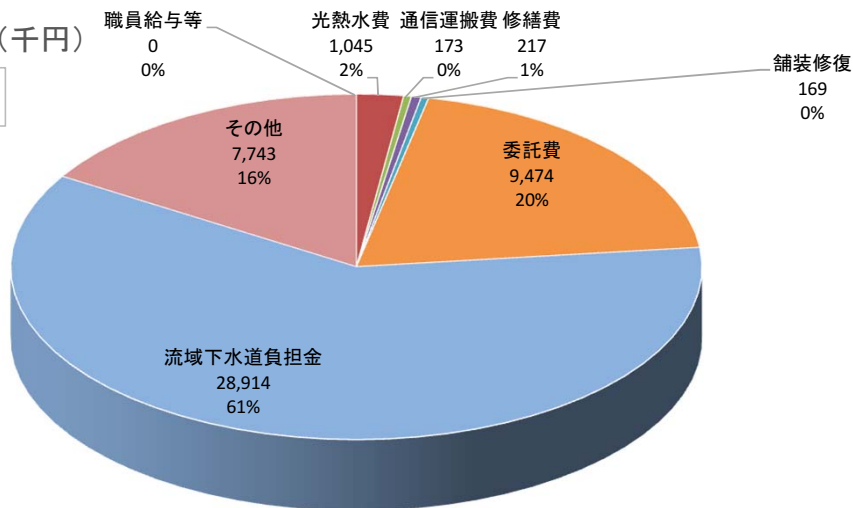
歳入 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下水道使用料	67,354	67,304	65,269	61,903	66,379
受益者負担金	1,214	794	399	279	5
国庫補助金	0	0	0	0	3,564
企業債(借入)	73,300	76,700	65,600	53,840	45,100
一般会計繰入金	104,705	99,494	103,050	106,808	104,300
手数料・雑入	15,000	15,000	12,000	12,000	12,000
前年度繰越金	173	171	133	129	443

歳出 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
維持管理費	39,456	39,853	40,441	40,848	40,476
建設改良費	6,948	10,003	4,301	3,123	4,726
企業債償還金	159,630	157,257	155,765	146,044	138,488
支払利息	40,541	37,217	33,815	30,225	26,812
その他	15,000	15,000	12,000	14,276	21,116
翌年度繰越金	171	133	129	443	173



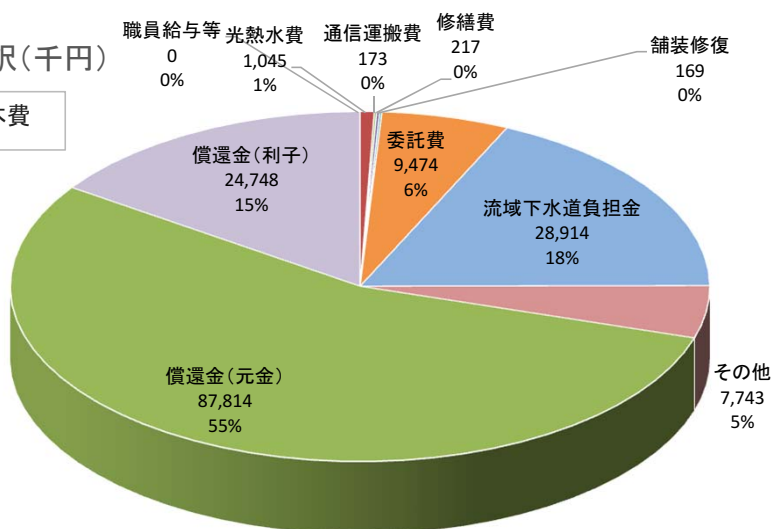
汚水処理費内訳(千円)

維持管理費のみ



汚水処理費内訳(千円)

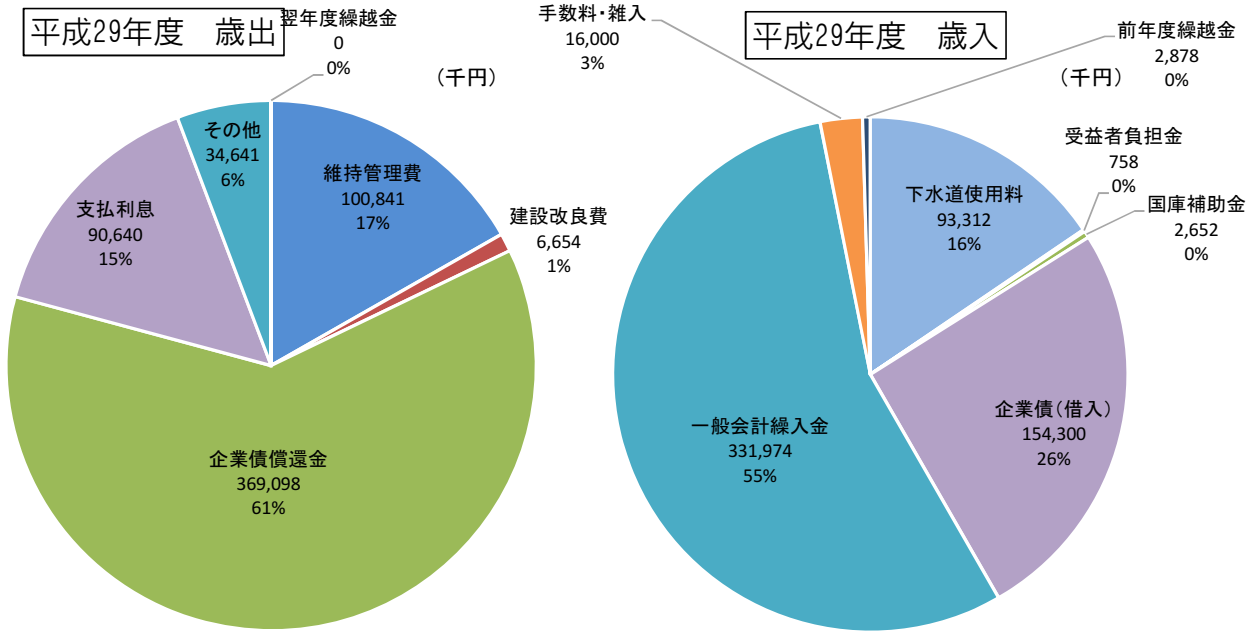
維持管理費+資本費



維持管理費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
職員給与等	0	0.0%
光熱水費	1,045	2.2%
通信運搬費	173	0.4%
修繕費	217	0.5%
舗装修復	169	0.4%
委託費	9,474	19.8%
流域下水道負担金	28,914	60.6%
その他	7,743	16.2%
合計	47,735	100.0%

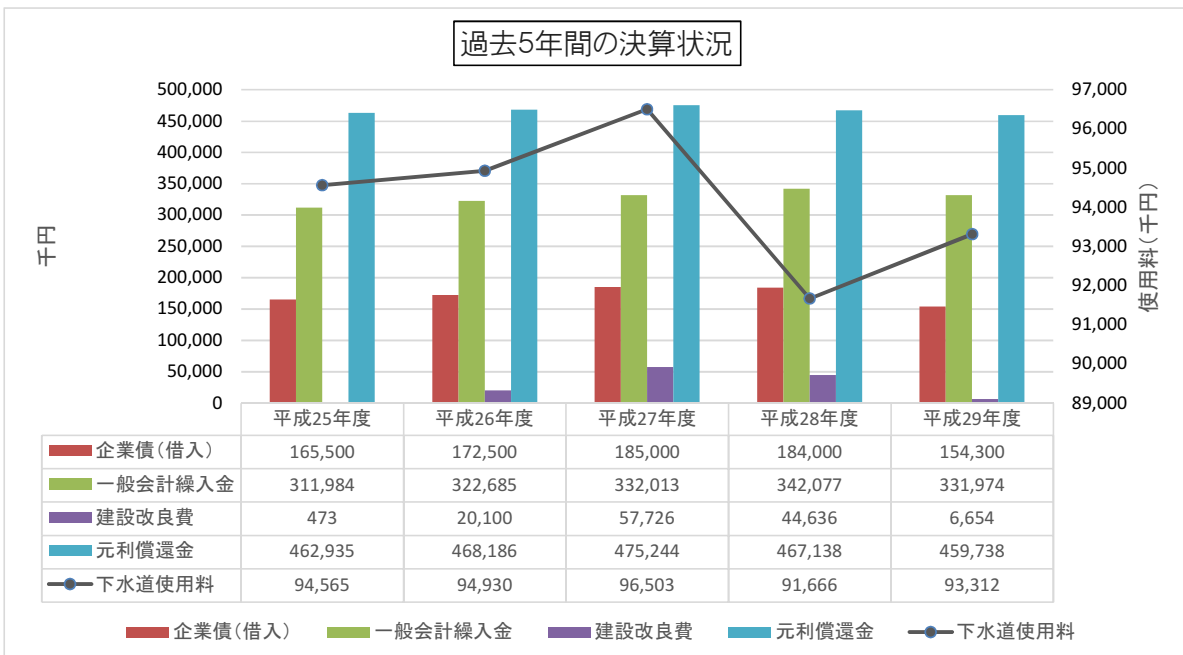
維持管理費+資本費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
償還金(元金)	87,814	54.8%
償還金(利子)	24,748	15.4%
維持管理費	47,735	29.8%
合計	160,297	100.0%

農業集落排水事業 決算状況



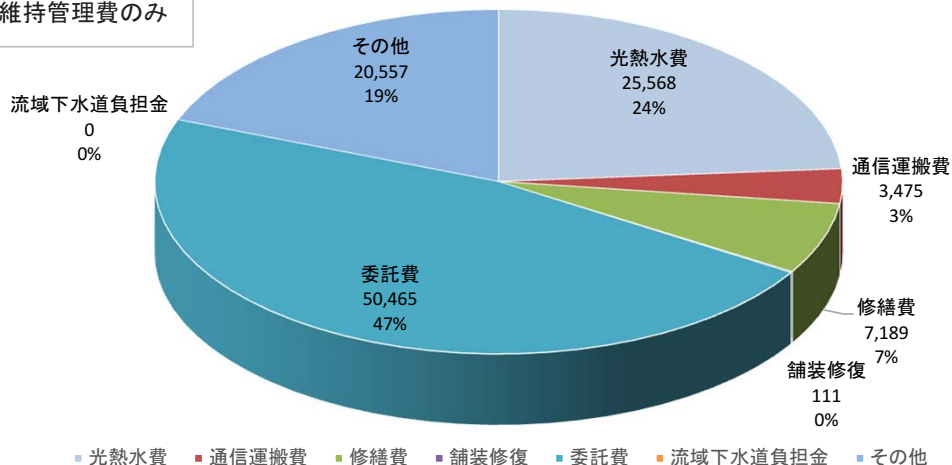
歳入 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下水道使用料	94,565	94,930	96,503	91,666	93,312
受益者負担金	377	6	1,294	1,799	758
国庫補助金	0	10,000	28,420	22,236	2,652
企業債(借入)	165,500	172,500	185,000	184,000	154,300
一般会計繰入金	311,984	322,685	332,013	342,077	331,974
手数料・雑入	19,001	19,000	17,002	17,000	16,000
前年度繰越金	0	0	0	0	2,878

歳出 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
維持管理費	104,295	106,648	105,287	121,897	100,841
建設改良費	473	20,100	57,726	44,636	6,654
企業債償還金	345,995	357,321	370,788	369,638	369,098
支払利息	116,940	110,865	104,456	97,500	90,640
その他	23,724	24,187	21,975	22,229	34,641
翌年度繰越金	0	0	0	2,878	0



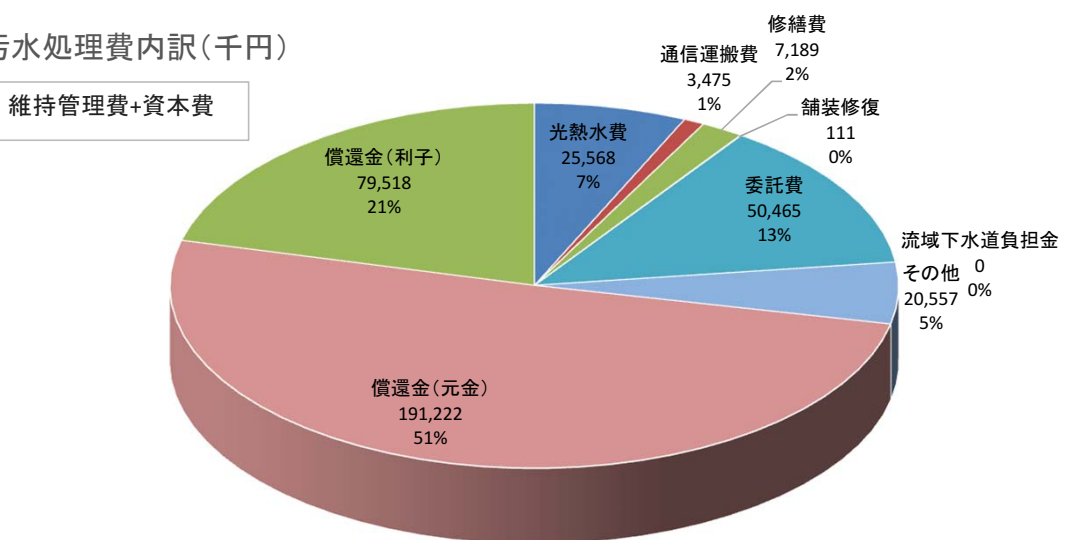
汚水処理費内訳(千円)

維持管理費のみ



汚水処理費内訳(千円)

維持管理費+資本費

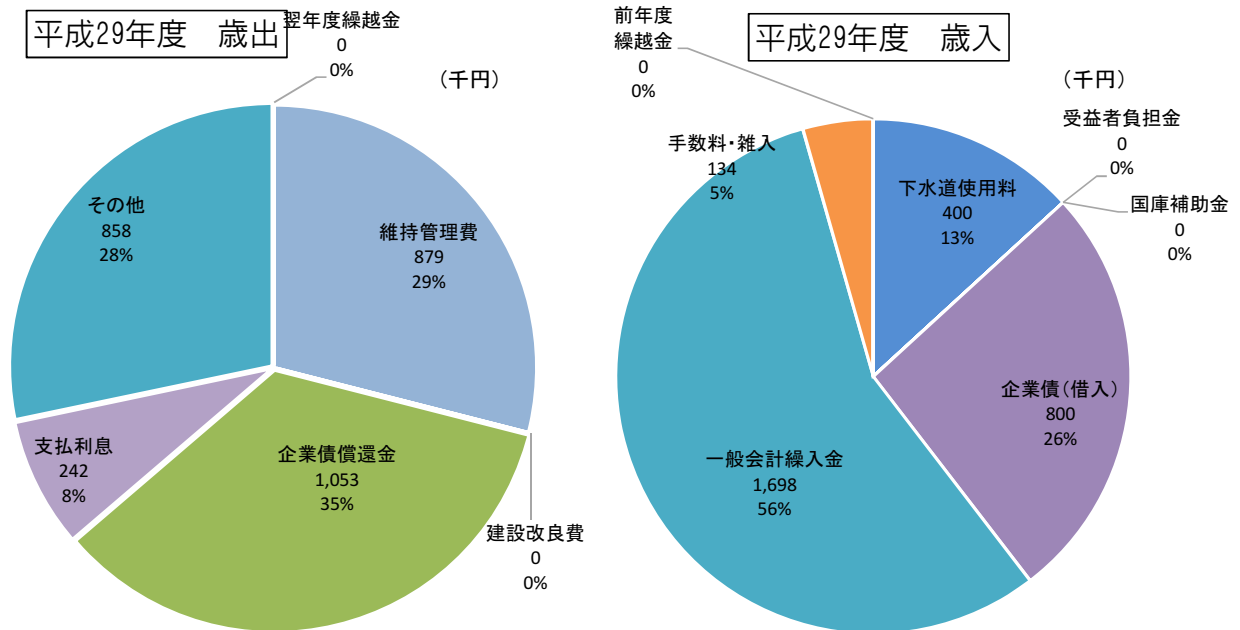


■ 光熱水費 ■ 通信運搬費 ■ 修繕費 ■ 舗装修復 ■ 委託費 ■ 流域下水道負担金 ■ その他 ■ 償還金(元金) ■ 償還金(利子)

維持管理費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
職員給与等	0	0.0%
光熱水費	25,568	23.8%
通信運搬費	3,475	3.2%
修繕費	7,189	6.7%
舗装修復	111	0.1%
委託費	50,465	47.0%
流域下水道負担金	0	0.0%
その他	20,557	19.1%
合計	107,365	100.0%

維持管理費+資本費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
償還金(元金)	191,222	50.6%
償還金(利子)	79,518	21.0%
維持管理費	107,365	28.4%
合計	378,105	100.0%

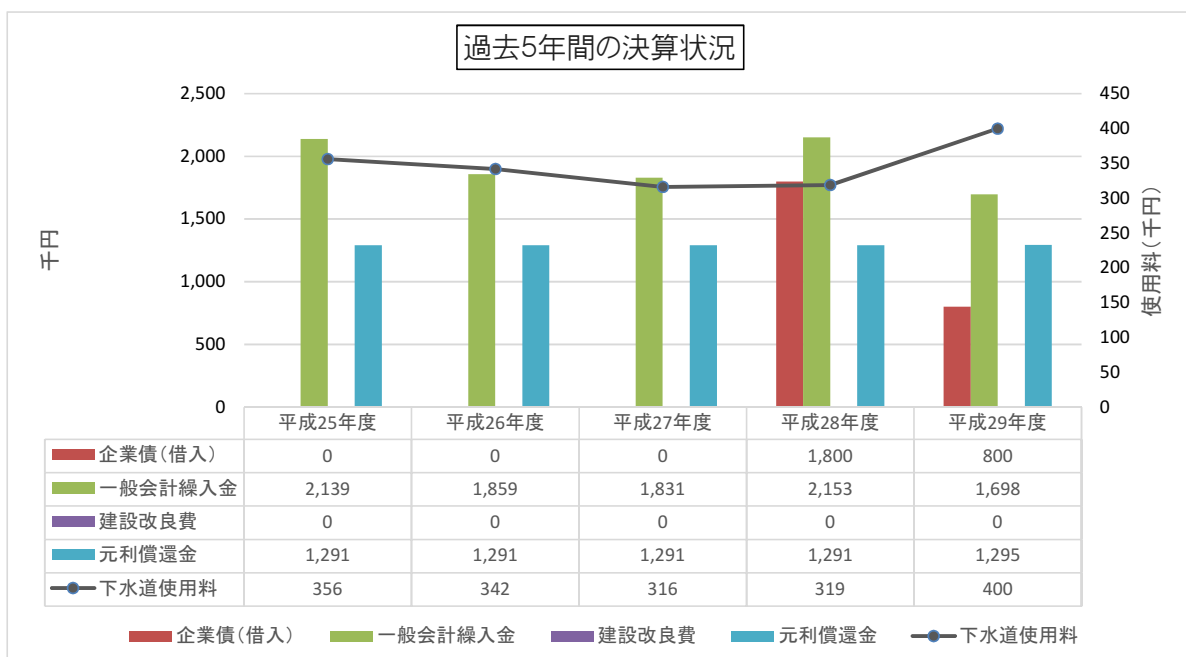
林業集落排水事業 決算状況



歳入 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下水道使用料	356	342	316	319	400
受益者負担金	0	0	0	0	0
国庫補助金	0	0	0	0	0
企業債(借入)	0	0	0	1,800	800
一般会計繰入金	2,139	1,859	1,831	2,153	1,698
手数料・雑入	0	0	0	0	134
前年度繰越金	0	0	0	0	0

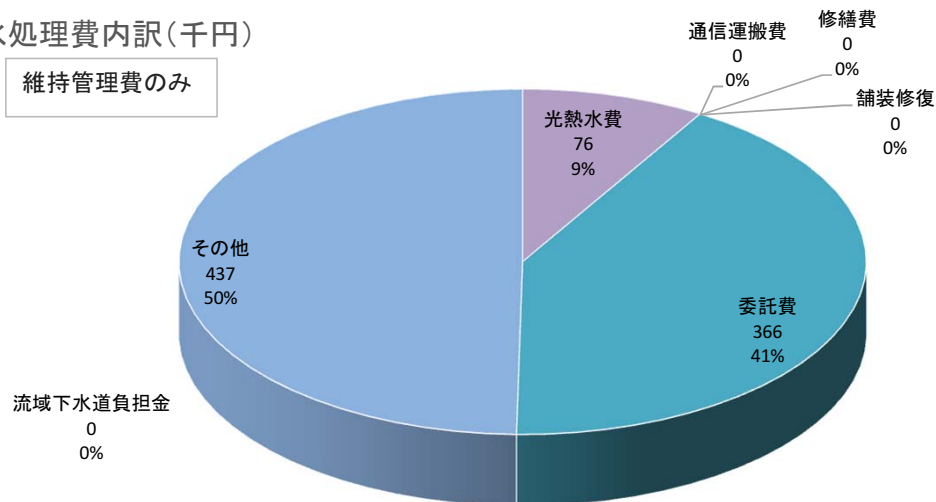
歳出 (千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
維持管理費	1,176	879	828	2,954	879
建設改良費	0	0	0	0	0
企業債償還金	980	998	1,016	1,034	1,053
支払利息	311	293	275	257	242
その他	28	31	28	27	858
翌年度繰越金	0	0	0	0	0

公営企業会計移行委託費含む



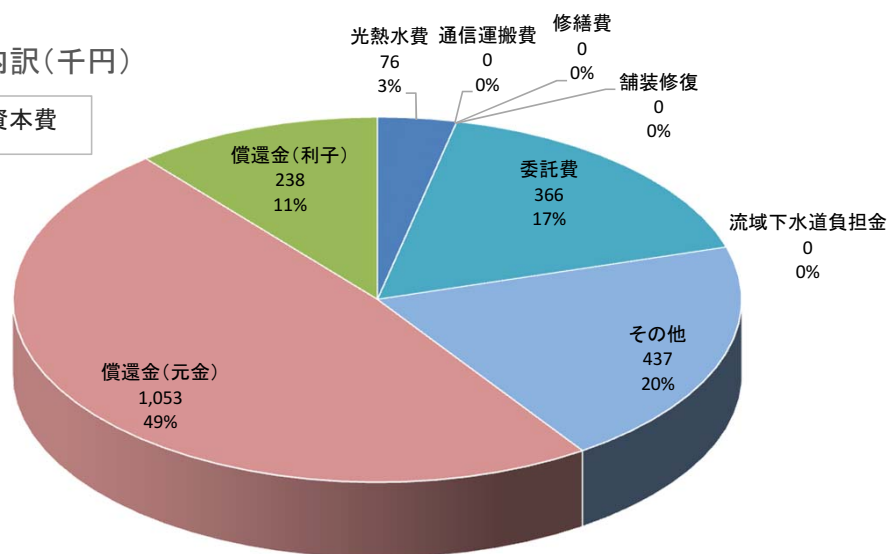
汚水処理費内訳(千円)

維持管理費のみ



汚水処理費内訳(千円)

維持管理費+資本費



維持管理費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
職員給与等	0	0.0%
光熱水費	76	8.6%
通信運搬費	0	0.0%
修繕費	0	0.0%
舗装修復	0	0.0%
委託費	366	41.6%
流域下水道負担金	0	0.0%
その他	437	49.7%
合計	879	100.0%

維持管理費+資本費	汚水処理費内訳(千円)	割合(%)
償還金(元金)	1,053	48.5%
償還金(利子)	238	11.0%
維持管理費	879	40.5%
合計	2,170	100.0%

IV 公共下水道使用料 経費回収率と不足額見込み

(千円)

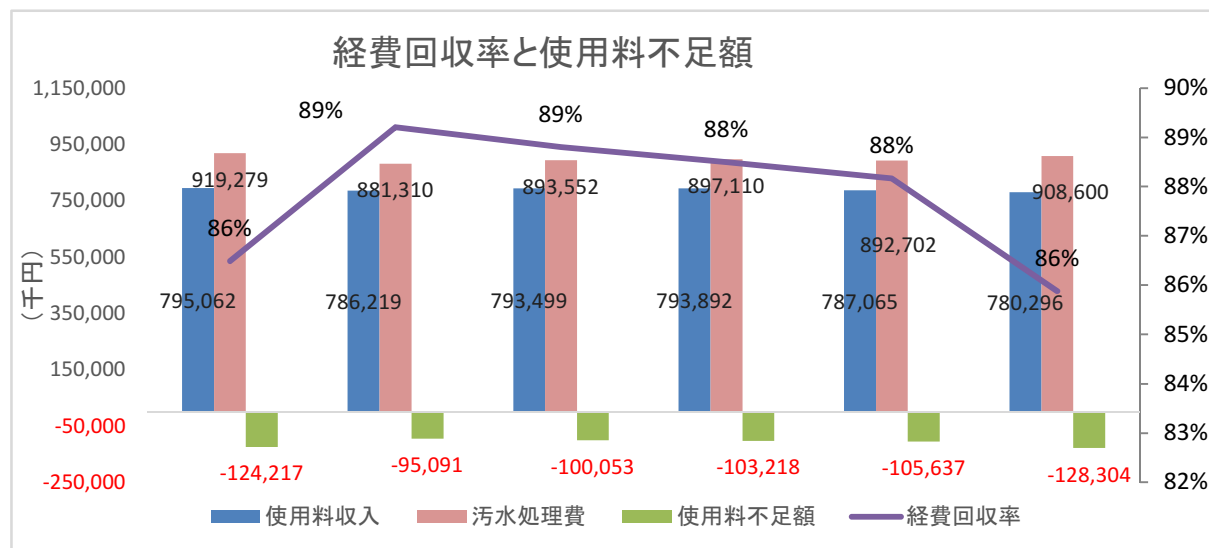
年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H31～34 平均値
1 使用料収入	A	795,062	786,219	793,499	793,892	787,065	780,296	788,688
2 汚水処理費	B=G+H+I	919,279	881,310	893,552	897,110	892,702	908,600	
元利償還金	C	1,362,226	1,281,871	1,250,339	1,231,536	1,237,903	1,204,953	
資本費平準化債等	D	425,100	384,900	361,200	334,600	330,500	238,100	
交付税措置	E	443,803	421,883	416,008	422,615	434,100	475,547	
一般財源	F	137,563	130,553	122,367	116,688	116,795	115,645	
・使用料対象経費	G=C-(D～F)	355,760	344,535	350,764	357,633	356,508	375,661	
・汚水維持管理費	H	527,583	503,456	509,469	506,158	502,875	499,620	
・建設費補填財源	I	35,936	33,319	33,319	33,319	33,319	33,319	
3 使用料不足額	J=A-B	△ 124,217	△ 95,091	△ 100,053	△ 103,218	△ 105,637	△ 128,304	△ 109,303
4 不足解消改定率	K=J/A	15.6%	12.1%	12.6%	13.0%	13.4%	16.4%	13.9%
5 上記の経費回収率	L=A/B	86.5%	89.2%	88.8%	88.5%	88.2%	85.9%	

※注1: H29年度は、決算値、H30～34年度は見込み額

※注2: 建設費補填財源: 建設事業に係る人件費等

元利償還金に対する地方財政措置

資本費のうち、雨水は1割、汚水は公共下水道人口密度25～50人未満の場合、5割として計6割を公費負担としている。そのうち7割を交付税措置。

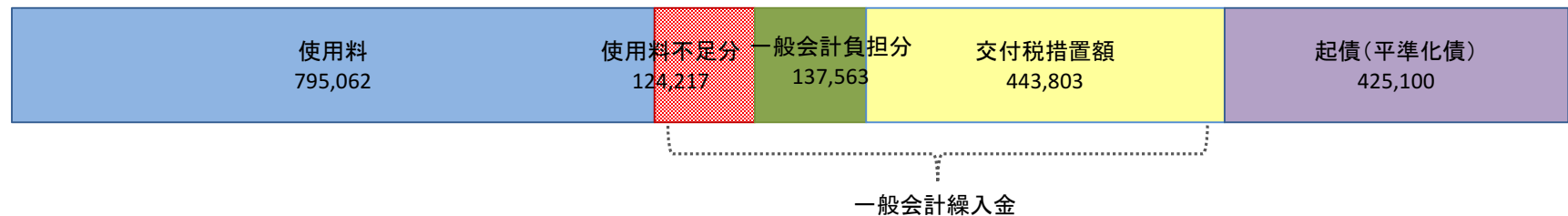


<H29年度使用料充当イメージ>

汚水処理費(千円)



上記財源(千円)



<参考>

起債(平準化債)について

建設改良地方債の元金平準化に係る起債

供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費を差し引いた額に対する起債
 企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債。
 今後も増加が予想される元金償還金の負担を繰り延べすることで、現在の利用者の負担を和らげ、今後下水道を使用する利用者にも負担を求めることで、負担の平準化を図るもの。

特定環境保全下水道使用料

(千円)

年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H31～34 平均値
1	使用料収入 A	66,379	63,962	64,554	64,586	64,031	63,480	64,163
2	汚水処理費 B=G+H	78,288	75,475	82,234	83,835	84,919	85,413	
	元利償還金 C	163,541	148,685	145,967	141,026	135,576	129,495	
	資本費平準化債等 D	40,600	28,400	24,400	19,000	13,700	8,400	
	交付税措置 E	67,612	64,791	60,991	61,064	60,993	60,757	
	一般財源 F	24,776	21,959	20,802	19,330	17,912	16,621	
	・使用料対象経費 G=C-(D～F)	30,553	33,535	39,774	41,632	42,971	43,717	
	・汚水維持管理費 H	47,735	41,940	42,460	42,203	41,948	41,696	
3	使用料不足額 J=A-B	△ 11,909	△ 11,513	△ 17,680	△ 19,249	△ 20,888	△ 21,933	△ 19,938
4	不足分解消改定率 K=J/A	17.9%	18.0%	27.4%	29.8%	32.6%	34.6%	31.1%
5	上記の経費回収率 I=A/B	84.8%	84.7%	78.5%	77.0%	75.4%	74.3%	

※注1: H29年度は、決算値、H30～34年度は見込み額

農業集落排水施設使用料

(千円)

年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H31～34 平均値
1	使用料収入 A	93,312	93,020	93,881	93,928	93,120	92,319	93,312
2	汚水処理費 B=G+H	135,440	135,821	169,416	172,357	171,670	171,072	
	元利償還金 C	459,698	448,357	457,373	464,991	470,971	474,136	
	資本費平準化債等 D	138,600	132,800	138,400	139,700	145,500	149,600	
	交付税措置 E	227,298	223,758	194,855	197,623	198,164	197,931	
	一般財源 F	65,725	64,469	64,465	64,336	63,931	63,102	
	・使用料対象経費 G=C-(D～F)	28,075	27,330	59,653	63,332	63,376	63,503	
	・汚水維持管理費 H	107,365	108,491	109,763	109,025	108,294	107,569	
3	使用料不足額 J=A-B	△ 42,128	△ 42,801	△ 75,535	△ 78,429	△ 78,550	△ 78,753	△ 77,817
4	不足分解消改定率 K=J/A	45.1%	46.0%	80.5%	83.5%	84.4%	85.3%	83.4%
5	上記の経費回収率 I=A/B	68.9%	68.5%	55.4%	54.5%	54.2%	54.0%	

※注1: H29年度は、決算値、H30～34年度は見込み額

林業集落排水施設使用料

(千円)

年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H31～34 平均値
1	使用料収入 A	400	342	345	345	342	339	343
2	汚水処理費 B=G+H	1,141	1,120	1,106	1,119	1,115	1,113	
	元利償還金 C	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	
	資本費平準化債等 D	-	-	-	-	-	-	
	交付税措置 E	758	753	780	764	765	764	
	一般財源 F	271	271	271	271	271	271	
	・使用料対象経費 G=C-(D～F)	262	267	240	256	255	256	
	・汚水維持管理費 H	879	853	866	863	860	857	
3	使用料不足額 J=A-B	△ 741	△ 778	△ 761	△ 774	△ 773	△ 774	△ 771
4	不足分解消改定率 K=J/A	185.3%	227.5%	220.6%	224.3%	226.0%	228.3%	224.8%
5	上記の経費回収率 I=A/B	35.1%	30.5%	31.2%	30.8%	30.7%	30.5%	

※注1: H29年度は、決算値、H30～34年度は見込み額

V 主な語句の説明

○地方公営企業

- ・地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
- ・公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。
- ・事業ごとに特別会計を設置し、その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費は、地方団体の一般会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)
- ・会計については、企業会計方式をとっており、官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
- ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

○流域下水道

- ・二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。流域下水道のシステムは、市町村が整備管理する下水道管渠(かんきょ)(流域関連公共下水道と呼ぶ)が流域下水道の幹線管渠に接続され、下水が排除されて終末処理場に到達する。
- ・倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町は、鳥取県が事業実施している天神川流域下水道幹線管渠に接続し、下水を排除している。処理場は湯梨浜町にあり、「鳥取県天神川流域下水道公社」が運営をおこなっている。
- ・汚水処理費用として、汚水1 m³当たり93円の「維持管理負担金」を県に支払っている。

○維持管理費

- ・維持管理費には、人件費、料金徴収委託料、維持管理負担金(汚水処理費用)、受益者負担金賦課徴収事務、水洗便所改造資金の貸付事務、汚水施設維持管理委託料、排水設備設置に係る事務、施設補修費などの費用が含まれる。

○資本費

- ・下水道を建設する際に借り入れた、地方債元利償還金及び地方債取扱諸費の合計額のこと。資本費算入率とは、汚水処理のうち資本費に要した費用が使用料によって回収される割合のことをいう。

○水洗化率(すいせんかりつ)

- ・処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。

$$\text{水洗化率(\%)} = \text{水洗化人口} / \text{処理区域内人口} \times 100$$

○普及率（ふきゅうりつ）

下水道を利用できる人口の割合。

下水道普及率（％）＝処理区域内人口／行政区域内人口×100

○使用料体系

・使用料対象経費を汚水の量及び水質その他の使用の態様により使用者に割り当てることが基本となる。基本使用料、従量使用料、累進使用料を需要家費、固定費及び変動費の3種類に分解される。

需要家費・・・使用料の多寡に係わりなく、使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費が該当する。

固定費・・・下水道使用水量及び使用者数の多寡にかかわらず、下水道施設の規模に応じて固定的に必要となる経費であり、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分が該当する。

変動費・・・下水道使用量の多寡に応じて変動する経費で、動力費及び薬品費等が該当する。

○雨水処理（うすいしより）

・浸水などの被害を防ぐために、雨水を下水道管に集めて川や海へ流す。汚水と雨水を同じ下水道管に集めて運ぶ合流式と別々の管渠で運ぶ分流式がある。倉吉市の下水道は分流式であり、雨天時に汚水を河川や海に放流することがないので、水質をよごすことがない。

○有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

・下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことを言う。不明水の主な原因として、管渠の老朽化やマンホールからの浸水等によるもので、管渠やマンホールの更新など不明水対策を行うことにより減少する。

○汚水処理原価（おすいしよりげんか）

・汚水処理費を年間総有収水量で割ったもの。下水道の規模が小さいほど割高になる傾向がある。低いほど1 m³当たりの処理費が安いため効率的といえる。

汚水処理原価(円/m³)＝汚水処理費／年間有収水量

○高資本費対策経費（こうしほんたいさくひ）

・地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費措置するもの。

[対象事業]

供用開始後30年未満の下水道事業のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

- ・算定対象資本費 54 円/m³以上（有収水量 1 m³当たり）
- ・使用料 150 円/m³（月 3,000 円/20 m³）以上

○資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

・下水道の資本整備に係る世代間負担の公平を図るための起債。資本費負担を地方債により将来に繰り延べすることで、将来の利用者に「起債償還」という形で負担してもらう。

1：建設中施設に係る元金

（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）

2：未利用施設の利子

（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債相当額に対する起債）

3：建設改良地方債の元金

（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債）



平成19年2月19日

倉吉市長 長谷川 稔 様

倉吉市下水道使用料審議会
会長 野田 邦 弘

下水道使用料の改定について（答申）

平成18年11月27日付発下水第749号をもって諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、結論を得たので次のとおり答申します。

なお、当審議会は、市長がこの答申の趣旨に従って具体的措置を講ずることを要望します。

記

1. 下水道使用料の改定率

公共下水道使用料の平均改定率を次のとおり、14.7%改定されることが適当である。ただし、浴場汚水及び温泉汚水の単価は現行のとおりとする。

また、公共下水道の使用料体系は、排除汚水量の多い利用者の負担が大きくなることを勘案し、各使用区分の超過使用料を一律に改定するのではなく、段階的に調整すること。

なお、他の下水道事業である特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び林業集落排水施設については、使用料体系を公共下水道に統一することが望ましい。

表-1 平均改定率（公共下水道）

項 目	金 額 (千円)
改定後の使用料収入 (H19 から H22) A	3,279,641
改定前の使用料収入 (H19 から H22) B	2,858,448
差 額 C=A-B	421,193
平均改定率 (A/B-1) ×100	14.7 %

2. 下水道使用料の改定単価

今回の料金改定に当たり、使用者の階層毎の排除汚水量に係る使用料単価は次のとおりとする。

表－2 下水道使用料改定単価表（税抜き）

使用料区分	排除汚水量	現 行 円	改定後 円	差 額 円	改定率 %
基本使用料	10 立方メートルまで	940	1,100	160	17.02
1 立方メートルにつき	11 立方メートルから 20 立方メートルまで	156	183	27	17.31
	21 立方メートルから 50 立方メートルまで	167	194	27	16.17
	51 立方メートルから 100 立方メートルまで	181	207	26	14.36
	101 立方メートルから 250 立方メートルまで	204	229	25	12.25
	251 立方メートルから 1,000 立方メートルまで	216	240	24	11.11
	1,001 立方メートル以上	228	251	23	10.09
	浴場汚水	1 立方メートルにつき	55	55	0
温泉汚水	1 立方メートルにつき	116	116	0	0

3. 使用料改定の理由

(1) 事業経営の健全化

下水道事業は特別会計で経営しており、公営企業としての独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理経費としての^{※1}維持管理費及び^{※2}資本費は受益者が負担する使用料で賄うことが原則である。しかし、倉吉市の公共下水道事業、集落排水事業の経営状況は赤字が続いており、この部分を一般会計からの繰出金で補填しているのが現状である。

平成 17 年度末の下水道会計における起債残高は、309 億 3 千万円と、市全体の起債残高 666 億 5 千万円の半分近くを占めており、今後も一般会計からの繰出金が増加することは、他の行政サービスに必要な財源の確保が困難となり、市政に著しい影響を与えることとなる。

このため、下水道会計への一般会計繰出金を縮減する必要がある。

注 1) ^{※1} 下水道施設の運転及び維持に係る費用

注 2) ^{※2} 下水道施設の建設に係る地方債の償還元金及び償還利子

(2) 集落排水施設使用料の料金体系の変更

倉吉地区の農業集落排水施設と関金地区の農業集落排水施設の一部及び同地区の林業集落排水施設の現行料金体系は人頭制である。

実際の排除汚水量に基づいて料金を算定する従量制は、世帯人員により料金を算定する人頭制料金体系よりも合理的、かつ受益者負担の公平性が確保でき、さらに節水を促す効果も見込める。

また、平成15年2月の倉吉市農業集落排水施設使用料審議会答申において、今後における従量制の導入が検討課題とされている。

このため、人頭制の料金体系を従量制に移行することが適当である。

(3) 使用料の統一

倉吉・関金合併協議会における協議結果として、「使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。」と決定されている。

集落排水施設の運営において、資本費の回収ができていない現状を勘案し、統一料金の算定は、公共下水道事業のみの財政計画を検証することにより、行うことが望ましい。

4. 料金改定の時期について

実施時期

使用料改定の実施は平成19年4月1日とする。ただし、住民への周知徹底、賦課システムの調整期間が必要なため、施行は6ヶ月の経過措置を設け平成19年10月使用分から適用することが適当である。

5. 付帯意見

(1) 使用料算定期間

今回の使用料算定期間は、公共下水道事業経営の安定性を保つ観点から概ね4年間とする。その後は、今回策定した公共下水道長期財政計画（別紙資料-3）を基に、この間の収支の検証を行い、市の財政状況を勘案しながら定期的に料金の見直しを行うこと。

(2) 水洗化率の向上

公共下水道は、自然環境を守るための重要な施設であり、公共水域の水質保全を目的としたものである。しかし、現状の水洗化率は平成17年度末で85.1%であり、十分に環境負荷を低減しているとは言えない状況にある。

また、負担の公平性、設備投資の効率性を確保する観点から、下水道未接続者の解消に向けた取組みを強化し、更なる水洗化率の向上に努めること。

(3) 徴収率の向上

使用料改定に伴い使用料徴収率の低下が懸念される。利用者負担の公平性を確保し下水道事業経営の健全化が図れるよう徴収率の向上に努めること。

【資料－２】

倉吉市下水道使用料審議会の経過について

番号	開催日時・場所	会議内容
第1回	平成18年11月27日（月） 午後1時30分～午後3時30分 市役所本庁舎3階大会議室	(1) 下水道事業の現状及び財政計画について
第2回	平成18年12月18日（月） 午後1時30分～午後3時20分 市役所本庁舎3階大会議室	(1) 下水道財政計画について ・ 集落排水事業財政計画 (2) 倉吉市の財政状況について
第3回	平成19年1月29日（月） 午後1時30分～午後3時30分 市役所本庁舎3階大会議室	(1) 第2回審議会の補足説明 (2) 使用料金改定の経緯について (3) 地方債償還計画について (4) 他市の水洗化率について (5) 追加提案 (6) 県内他市との使用料比較について
第4回	平成19年2月19日（月） 午後3時30分～午後5時 市役所本庁舎3階大会議室	(1) 料金改定の考え方について (2) 答申(案)について

【資料－3】

公 共 下 水 道 長 期 財 政 計 画

(資本費回収の目標年次と料金改定率の関係)

ケース		H19年～ H22年	H23年～ H26年	H27年～ H30年	H31年～ H34年	H35年～ H38年
現 状	料金改定率	現行料金体系を維持				
	※1資本費回収率	20.4%	18.7%	19.3%	20.8%	20.7%
改定後	料金改定率	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
	資本費回収率	35.7%	44.7%	60.6%	83.0%	105.4%

【 説 明 】

市の厳しい財政状況を改善するためには、一般会計を圧迫している「下水道会計の赤字補填に充てるための繰出金」を減らすことが急務となっています。そのためには、経費節減、徴収及び接続啓発活動に一層の努力をすることはもちろん、適正な料金体系の確立が求められます。

公共下水道の財政計画は、資本費を回収することを目標とし、今後16年間で4年毎に料金改定を行うと、毎回20%程度の料金改定が必要となります。

しかし、これは大幅な料金改定が続くこととなり、最近の他市の改定状況は、14%から15%までであることから、市民の理解が得られるのは難しいものと予想されます。そこで、今回の改定率を15%程度に抑制するため、期間を20年間とした長期の財政計画を立てました。

さらに、負担の公平性を確保するため、対象となる資本費のうち※2接続者相当分のみを料金算定対象経費とし、残りは一般会計からの繰出金を充てることとしました。

従って、H19年～H22年の財政計画期間の平均改定率は14.7%となります。

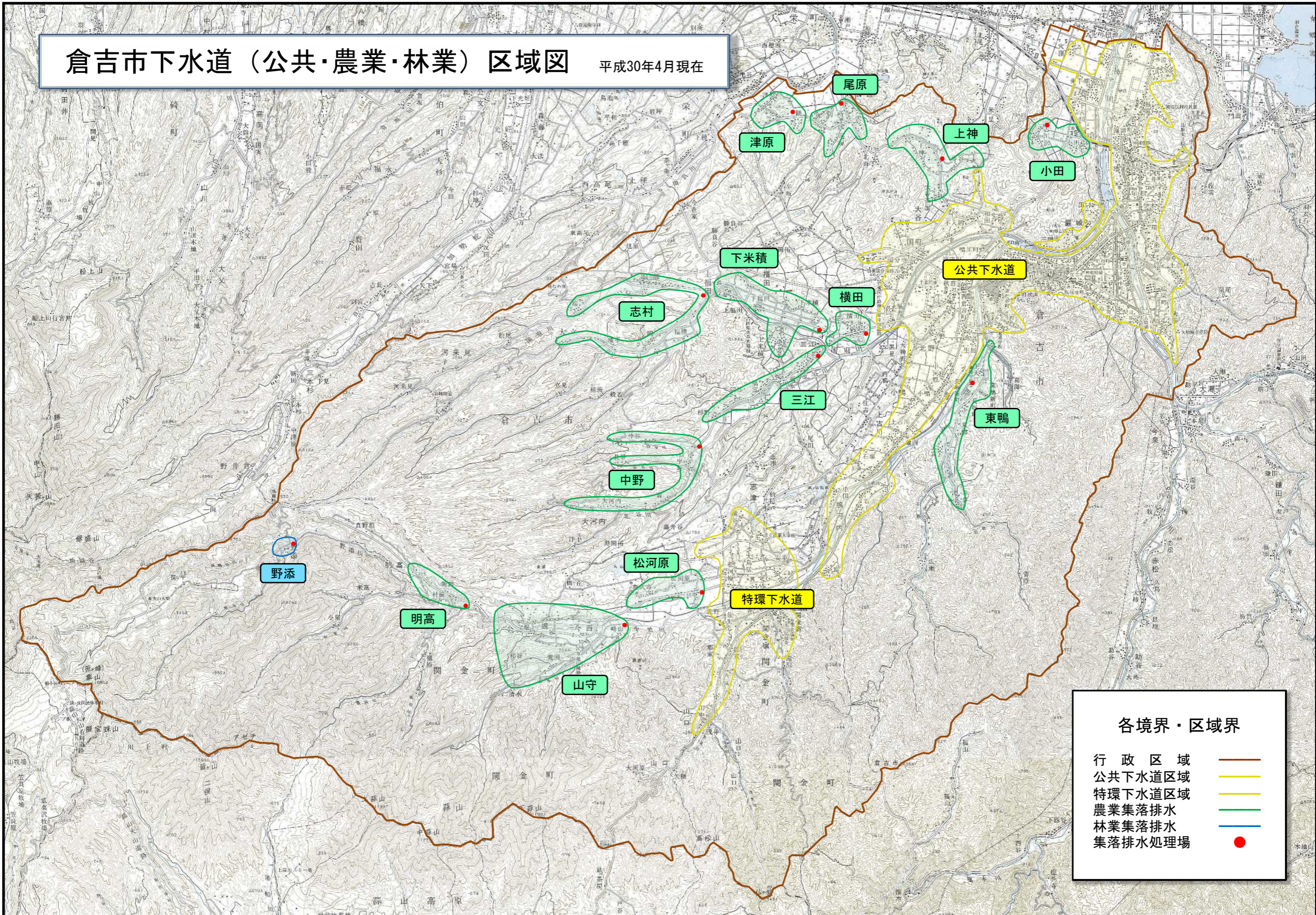
また、今後の料金改定に当っては、今回策定した長期財政計画を検証するものとし、財政の健全化に向けて努力するものです。

※1 使用料収入から維持管理費を除いた額が、資本費に充てられた割合を示す指標です。この数値が100%になると、汚水処理経費を使用料だけで賄うことが可能となり、一般会計からの繰入金の必要がなくなります。

※2 本来の資本費に水洗化率を乗じた数値。水洗化率は下水道に接続可能な場所に居住している人のうち、実際に下水道に接続している人の割合。

倉吉市下水道（公共・農業・林業）区域図

平成30年4月現在



各境界・区域界

- 行政区域 —
- 公共下水道区域 —
- 特環下水道区域 —
- 農業集落排水 —
- 林業集落排水 —
- 集落排水処理場 ●